

令和7年10月6日

市政記者クラブ 御中

名古屋市共同募金委員会

事務局 名古屋市社会福祉協議会

担当：中井、新井 電話：911-3192

所管：健康福祉局地域共生推進部地域共生推進課

担当：足立、津貫 電話：972-2548

「令和7年台風第12号災害義援金（鹿児島県共募）」の募集の協力について

令和7年台風第12号により、多くの被害が発生し、南さつま市には災害救助法が適用される事態となりました。

これを受けて鹿児島県共同募金会では、この災害で被害を受けられた方々を支援することを目的に下記のとおり災害義援金の募集を行うことになりましたので、お知らせいたします。

なお、義援金につきましては、お住まいの区の共同募金委員会（社会福祉協議会）でも受け付けております。

1 義援金募集期間

令和7年9月9日（火）から令和7年12月26日（金）まで
（被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

2 義援金の募集方法

（1）義援金受入口座（専用口座）への振込

金融機関	口座番号	口座名義
鹿児島銀行 県庁支店	普通3047038	福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行 県庁支店	普通1157480	福)鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行	00940-5-326681	鹿児島県共募令和7年台風 第12号災害義援金

※1 各銀行の振込用紙または払込取扱票を使用してください。

※2 鹿児島銀行、南日本銀行、ゆうちょ銀行（郵便局含む。）の窓口での本支店間の振り込みについては、振込手数料は無料扱いとなります。

※3 ATM及びインターネットバンキングを利用しての振り込みについては、振込手数料がかかります。

（2）現金書留による送金（準備中）

3 義援金の配分

集まった義援金については、鹿児島県、鹿児島県共同募金会、日本赤十字社鹿児島県支部等で構成する義援金配分委員会で決定し、市町村を通じて被災者に配分する予定です。

4 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取扱いません。

各区共同募金委員会一覧

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
千種区共同募金委員会 (千種区社会福祉協議会)	千種区西崎町 2 丁目 4 の 1	7 6 3－1 5 3 1	7 6 3－1 5 4 7
東区共同募金委員会 (東区社会福祉協議会)	東区泉二丁目 28 番 5 号	9 3 2－8 2 0 4	9 3 2－9 3 1 1
北区共同募金委員会 (北区社会福祉協議会)	北区清水四丁目 17-1	9 1 5－7 4 3 5	9 1 5－2 6 4 0
西区共同募金委員会 (西区社会福祉協議会)	西区花の木二丁目 18－1	5 3 2－9 0 7 6	5 3 2－9 0 8 2
中村区共同募金委員会 (中村区社会福祉協議会)	中村区名楽町四丁目 7 の 18	4 8 6－2 1 3 1	4 8 3－3 4 1 0
中区共同募金委員会 (中区社会福祉協議会)	中区上前津二丁目 12-23	3 3 1－9 9 5 1	3 3 1－9 9 5 3
昭和区共同募金委員会 (昭和区社会福祉協議会)	昭和区御器所三丁目 18-1	8 8 4－5 5 1 1	8 8 3－2 2 3 1
瑞穂区共同募金委員会 (瑞穂区社会福祉協議会)	瑞穂区佐渡町三丁目 18	8 4 1－4 0 6 3	8 4 1－4 0 8 0
熱田区共同募金委員会 (熱田区社会福祉協議会)	熱田区神宮三丁目 1-15	6 7 1－2 8 7 5	6 7 1－4 0 1 9
中川区共同募金委員会 (中川区社会福祉協議会)	中川区小城町一丁目 1－20	3 5 2－8 2 5 7	3 5 2－3 8 2 5
港区共同募金委員会 (港区社会福祉協議会)	港区港楽二丁目 6-32	6 5 1－0 3 0 5	6 6 1－2 9 4 0
南区共同募金委員会 (南区社会福祉協議会)	南区前浜通三丁目 10	8 2 3－2 0 3 5	8 2 3－2 6 8 8
守山区共同募金委員会 (守山区社会福祉協議会)	守山区小幡南一丁目 24-10	7 5 8－2 0 1 1	7 5 8－2 0 1 5
緑区共同募金委員会 (緑区社会福祉協議会)	緑区鳴子町 1-7-1	8 9 1－7 6 3 8	8 9 1－7 6 4 0
名東区共同募金委員会 (名東区社会福祉協議会)	名東区上社 1-802 上社ターミナルビル 2F	7 2 6－8 6 6 4	7 2 6－8 7 7 6
天白区共同募金委員会 (天白区社会福祉協議会)	天白区原一丁目 301 原ターミナルビル 3F	8 0 9－5 5 5 0	8 0 9－5 5 5 1

(別添1)

令和7年台風第12号災害義援金（鹿児島県）（共同募金関係）募集要綱（第1版）
社会福祉法人鹿児島県共同募金会

1 趣旨

令和7年台風第12号により、多くの被害が発生し、南さつま市には災害救助法が適用される事態となりました。このため、鹿児島県共同募金会では、この災害で被害を受けられた方々を支援するため、義援金を募集します。

2 名称

令和7年台風第12号災害義援金（鹿児島県）

3 受付期間

令和7年9月9日(火)から令和7年12月26日(金)まで

4 義援金の募集方法

(1) 義援金受入口座(専用口座)への振込

金融機関名	支店名	口座番号	名 義
鹿児島銀行	県庁支店	普通3047038	福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	普通1157480	福)鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行	00940-5-326681		鹿児島県共募令和7年台風第12号災害義援金

※1 各銀行の振込用紙または払込取扱票を使用してください。

※2 鹿児島銀行、南日本銀行、ゆうちょ銀行（郵便局含む。）の窓口での本支店間の振り込みについては、振込手数料は無料扱いとなります。

※3 A T M及びインターネットバンキングを利用しての振り込みについては、振込手数料がかかります。

(2) 現金書留による送金（準備中）

5 使途（配分）

集まった義援金については、鹿児島県、鹿児島県共同募金会、日本赤十字社鹿児島県支部等で構成する義援金配分委員会で決定し、市町村を通じて被災者に配分する予定です。

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となります。

※ 税の控除を受けるためには、下記7に記載の領収書等が必要です。

7 税の控除を受けるために必要な領収書

税制上の優遇措置（所得税、法人税及び地方税）を受けるための領収書は次のものとなります。

- (1) 鹿児島銀行、南日本銀行の振込用紙の控え（本要綱写し添付が必要）
- (2) ゆうちょ銀行が日付印を押印した払込金受領証（本要綱の写し添付が必要）
- (3) 別紙1「領収書発行依頼」の提出（送付）により、鹿児島県共同募金会から発行された領収書
- (4) 別紙2（都道府県共同募金会用）または別紙3（県内市町村共同募金委員会用）の「領収書希望者名簿」への記載により、鹿児島県共同募金会から発行された領収書

8 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9 問合せ先

社会福祉法人 鹿児島県共同募金会

〒890-8517

鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター2階

TEL 099-257-3750

FAX 099-259-4068

E-mail akaihane@po.minc.ne.jp